

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 28 年度第 2 次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【追加公募】

申請相談・事業支援計画書(様式4)発行受付他のご案内

- ☆ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が交付されます
- ☆ 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《補助金の主な概要》

○補助対象者

常時使用する従業員数が、卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)は5人以下、製造業その他・サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下

※小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

※過去(平成25年度補正/平成26年度実施、平成26年度補正/平成27年度実施、平成27年度補正/平成28年度実施)、の持続化補助金の採択交付決定を受け、かつ補助事業を実施した事業者は、過去の補助事業と異なる内容であれば申請可能

※平成28年11月4日公募開始の平成28年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金」〈一般型〉〈熊本地震対策型〉もしくは〈台風激甚災害対策型〉のいずれかに応募し、採択・交付決定を受けた者(共同申請の参画事業者の場合も含む)は申請できません。

※複数の事業者が共同して申請することも可能。

○対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業。あるいは、販路開拓等とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための事業。

《対象となる取り組みの例》

(1)販路開拓等の取り組み

- 新商品を陳列するための棚の購入【機械装置等費】
- 新たな販促用チラシの作成、送付【広報費】
- 新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)【広報費】
- 新たな販促品の調達、配布【広報費】
- ネット販売システムの構築【広報費】
- 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加【展示会等出展費】
- 新商品の開発【開発費】
- 商品パッケージ(包装)のデザイン改良(製作する場合、事業期間中にサンプルとして使用

した量に限ります。)【開発費】

- 新商品の開発にあたって必要な図書の購入【資料購入費】
- 新たな販促用チラシのポスティング【広報費】
- 国内外での商品PRイベント会場借上【借料】
- ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言【専門家謝金】
- (買物弱者対策事業において)移動販売、出張販売に必要な車両の購入【車両購入費】
- 新商品開発に伴う成分分析の依頼【委託費】
- 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。)【外注費】※不動産の購入に該当するものは不可。

(2) 販路開拓等とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取り組みについて

【「サービス提供等プロセスの改善」の取り組み事例】

- 業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減【専門家謝金】
- 従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装【外注費】

【「IT利活用」の取り組み事例】

- 新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する【機械装置等費】
- 新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する【機械装置等費】
- 新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する【機械装置等費】
- 新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する【機械装置等費】

○補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、(買い物弱者対策事業の場合に限り)車両購入費

○補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

※複数の事業者が連携する場合は「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数(但し、500万円を上限)

○手続きの流れ

①小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領の確認
(必ずご確認ください)

<http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika/>

(公募要領)

http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika/index.php/download_file/view/438/1/

②申請書類作成

(必ず下記から申請書類をダウンロードしたものを使用してください)

<http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika/index.php/sinseiyousiki/>

③大阪商工会議所各支部へ補助金申請について相談

◎申請には各地商工会議所が発行する「事業支援計画書」(様式4)が必要です。お早目に(5月24日(水)まで)下記支部へご相談ください。

※代表者の満年齢(平成29年4月1日現在)が60歳以上の事業者(共同申請の参画事業者を含む)の場合は各地商工会議所が発行する「事業承継診断票(様式6)」も必要となります。

※来所の際には必ず申請書類(「(様式2)経営計画書」、「(様式3)補助事業計画書」)のコピーと代表者の生年月日を確認できる公的書類(写しでも可)をご持参ください。

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。

※公募要領に定めるとおり、社外の代理人のみによる相談・様式4(様式6)の交付依頼は受付できません。

※5月25日(木)以降にご相談の方は、日本商工会議所への補助金申請書類提出期限に間に合わない可能性がありますので、予めご了承のうえ、お早目にご相談ください。

④申請書類の完成

※計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます

⑤申請書類の送付

日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付

(※代表者の満年齢(平成29年4月1日現在)が60歳以上の事業者(共同申請の参画事業者を含む)の場合は事業承継診断票(様式6)」もあわせて送付)

◎補助金申請書類提出期限

5月31日(水)
【当日消印有効】

○採択結果公表

7月上旬(予定)

○補助事業実施期間

交付決定通知受領後から平成29年12月31日(日)まで各補助事業者が事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後、30日を経過する日、または平成30年1月10日(水)までのいずれか早い日まで

○実績報告書提出期限

○同補助金についてのご相談は、大阪商工会議所各支部まで

来所の際には必ず申請書類（「（様式2）経営計画書」、「（様式3）補助事業計画書」）のコピーと代表者の生年月日を確認できる公的書類（写しでも可）をご持参ください。

淀川区、東淀川区、西淀川区、北区、福島区で事業を営まれている方は…

北支部 （北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3 階） ☎ 6130-5112

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/kita.html>

都島区、旭区、城東区、鶴見区、東成区、生野区で事業を営まれている方は…

東支部 （都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2 階） ☎ 6358-6111

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/higashi.html>

中央区で事業を営まれている方は…

中央支部 （中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所ビル 2 階） ☎ 6944-6433

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/chuo.html>

此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区で事業を営まれている方は…

西支部 （西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1 階） ☎ 6539-1666

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/nishi.html>

天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、住之江区、住吉区で事業を営まれている方は…

南支部 （天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5 階） ☎ 6771-2211

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/minami.html>

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。